

第8回 組織・制度ワーキング・グループ 議事要旨

1 日時 令和6年10月16日（水）14：00～16：30

2 場所 8号館8階特別中会議室

3 出席者

（構成員）五十嵐主査、小幡委員、佐々木委員、瀧澤委員、
永里委員、原田委員、藤川委員、宝野委員

（内閣府）笹川大臣官房総合政策推進室室長、
矢作大臣官房総合政策推進室副室長、
泉大臣官房総合政策推進室参事官

（日本学術会議）日比谷副会長、神田第二部長、
島村会員、只野会員、相川事務局長

4 議事要旨

○五十嵐主査 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、第8回「組織・制度ワーキング・グループ」を開会いたします。

第7回が7月22日ですから、およそ3か月ぶりの第8回のワーキング・グループです。

委員の皆様には、大変お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日本学術会議の先生方におかれましても、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出欠状況について報告します。対面で御出席の委員は、瀧澤委員、永里委員、藤川委員、オンラインで御出席の委員は、小幡委員、佐々木委員、原田委員、宝野委員です。

オンラインで御参加の委員の皆様は、発言の際はWebexの挙手機能を使って挙手をお願いいたします。

また、日本学術会議からは、日比谷副会長をはじめとする先生方及び質疑対応として事務局長に御出席いただいております。ありがとうございます。

まずは、先ほど言いましたが、前回の組織・制度ワーキング・グループから間

が空きましたので、これまでに挙げた論点及び議論の流れを簡単に整理いたします。

まず1点目、学術会議のミッションについては、哲学や倫理の観点も含めて学術の在り方を問い直すとともに、学術の方向性や学術と社会の関係などを中長期的な視点から俯瞰的に議論することであり、財政基盤を確立し、さらに活動を広げていくためにも、中期的な活動計画を策定して、ミッションを具体化・明確化すること、ミッションに沿った活動・運営を行うことを可視化して、国民に納得してもらうことが重要であるということでした。

2点目、新しい学術会議の業務については、世界的・社会的にインパクトのある提言を行うというミッションを実現するため、俯瞰的な議論やScience for scienceとScience for societyの統合を志向するような議論など、学会や審議会ではできない議論が期待されているということでした。

3点目、内部組織については、新たな学術会議の会長にはマネジメント面でもリーダーシップが求められるため、選ばれた会長が十分に活躍できるよう、サポート体制を十分に整備していくことが不可欠であるということでした。具体的にどのようなサポート体制が望ましいかは引き続き検討が必要という議論をしていました。

4点目、財政基盤については、学術会議に国民から負託されたミッションに沿って活動していただき、政府が必要な財政支援を行うことはワーキング・グループとしても強く期待しているところです。

5点目、ガバナンスについては、学術会議は、法律により特別な地位・権限を負託され、国費による支援を受ける組織であり、学術会議が活動しやすく、それでいて外部の目と声が学術会議によって自律的に反映され、国民が納得できる仕組みを制度的に担保することが不可欠という議論でした。特に、運営助言委員会について、ミッションの具体化や組織運営に外部の視点を反映するアドバイザリーボードとしての活用が望まれるため、会長が実効的な助言を求められるような専門性と機動性の高い組織として設計を検討すべきこと、監事について、国民から負託されたミッションに沿った活動・運営の状況を常時把握するために、納税者たる国民の代表として監事を置くべきこと、ミッションを明確化・具体化するため、中期的な活動計画を策定するとともに、毎年、業務、組織・運営、財務の状況などについて自ら点検及び評価を行い、その結果を公表し、中期的な評価を通じて、ミッションに沿った活動・運営の状況をステークホルダーへの説明・議論を通じて国民に可視化していくことなどについても、委員の意見は一致していたと思います。

また、学術会議からは、7月29日の有識者懇談会において、5つの点について懸念があるとの紙が出されました。今回も参考資料の50番に入っています。そ

の中で、本ワーキング・グループに関係するものは3つあり、1つ目は監事、2つ目は評価委員の主務大臣任命、3つ目が中期目標・中期計画の法定が挙げられていました。先ほど述べたとおり、本ワーキング・グループとしては、監事や評価委員の国による任命やナショナル・アカデミーにふさわしい中期計画は、学術会議の自律性などとの関係で特に問題ないものと考えていますが、引き続き、学術会議の意見も聴きながら議論していきたいと考えています。

以上、これまでの流れを紹介させていただきました。

なお、本日は学術会議からも組織形態などについての検討状況についての報告があると聞いています。

それでは、議題に入ります。まずは議題1といたしまして、連携会員の役割と取組について、学術会議より説明いただきます。よろしくお願ひします。

○日比谷副会長 皆様、少しお久しぶりでございます。

こちらは組織・制度ワーキング・グループですけれども、会員選考等ワーキング・グループで第5回、こちら夏前、7月19日に開催されたものでございますが、本日は参考資料としてつけておりますけれども、そちらで連携会員について説明をいたしました。会員選考等ワーキング・グループでもう一度、連携会員の役割と取組について説明をしてほしいという御要請がございましたので、先日開催されました会合で改めて御説明をした次第です。本日は、そのときと同じ資料ですが、お手元にあるかと思いますが、資料1を使って説明をいたします。

まず2ページ目のスライドです。会員が定員210名、連携会員が約1,900名いることは皆様も御存じのことと思います。会員と連携会員はどこが違うかということですが、一番違うところは、会員は日本学術会議の総会を構成し、そして、組織運営を行っているところです。一方、連携会員は、総会のメンバーではありませんし、組織運営に直接関与はしていませんが、個別の活動、様々なものがございますけれども、それに参画をしています。どちらも科学的な助言、国際活動などに従事していますけれども、そこの組織運営を担っているかどうかというところが違うということをおまづ押さえておきたいと思ひます。

もう一つは、会員は210名の定員ですので、今日非常に様々な分野が多岐にわたっている中、それだけで全ての分野を網羅することは不可能ですし、また、いろいろ緊急な課題であるとか新しい問題が次々に起こってくるわけですけれども、そうした内容について科学的な助言を発出しようとするときに、その審議活動に連携会員、広い分野によって構成されていますので、速やかかつ柔軟に審議の体制を構築して、会員と共に議論を進めていくことが可能になっています。

それからもう一つ、これも何回か御説明をしましたがけれども、連携会員には、

45歳以下の連携会員が44名、若手アカデミーのメンバーになっています。そういう若手研究者の参画、また地域のバランスの確保等々も連携会員によって可能になっております。

次のスライドをお願いします。こちらのワーキング・グループでも何回か御説明をしましたがけれども、従来、ボトムアップの審議が多かったところ、課題別委員会を設置して、どちらかというところトップダウンで、この課題について審議を行うという形での活動が最近増えております。ここに、26期は上から4つございますけれども、現在この4つの課題別委員会が立ち上がっています。1つは防災減災に関するもの、2番目はフューチャー・アースの推進と連携に関するもの、3つ目は脱炭素の話なのですが、循環経済を活かし自然再興と調和する炭素中立社会への移行に関するもの、そして、「我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員会」です。25期はもっとたくさんのものでございましたけれども、5つピックアップして、自動運転等々をこちらに挙げております。

これを御覧になりますと、連携会員の比率が委員会によってかなり異なることにお気づきになるかと思えます。例えば今走っているもので、学術の発展・研究力強化に関する検討委員会は全体が17名ですが、連携会員は3名のみ。逆に申しますと、会員14名ということで大半が会員です。これは傾向であって、そういうふうにごどこかに書いてあるというわけではありませんが、このようなあらゆる分野にわたるような内容を検討するものには比較的会員の比率が高くなり、例えば一番上にごございます防災減災は非常に専門に特化したところでして、会員だけではなかなか大勢を組織することは難しいので、22名中19名が連携会員というような構成になっております。ほかのものも御覧になりますと、そんな感じかなということがお分かりになるのではないかと思います。

次のスライドをお願いします。もう一つ、国際活動においても連携会員は欠くことのできない存在です。Gサイエンス学術会議、これは今年イタリアでありました。それから、サイエンス20はブラジルでございましたが、ここでGサイエンスの場合はほかの6か国、サイエンス20の場合はほかの19か国と共に共同声明を發出します。その案作成に当たっては、毎回それぞれのテーマ別に幾つかのポイントがございますけれども、そのテーマに精通していると思われる会員だけでなく連携会員に声をかけて、共同声明案のドラフトをもらったときによく検討してもらって、日本からのコメントということで出しています。そのコメントがかなり取り入れられる、そして、最終の共同声明案に生かされるということもよく起こっていることですので、連携会員がそういうところで果たしている役割は極めて大きいと考えております。そのほか国際学術会議などの様々な国際学術団体の役員も、会員だけでは手が足りませんので連携会員が参画しています。

また、個別の国際学術会議というのは分野を網羅しておりますけれども、国際地質科学連合というのを1つ例に挙げていますが、これはチバニアンを命名をしたところなのですけれども、ここの総会にも代表して連携会員が参画していますし、そのほかアジア学術会議、Global Young Academyにも参加しています。先ほどお話しした若手アカデミーの会員が今年5月にアメリカに行っています。ほかの国際会議などでも基調講演をしたり、企画運営に携わったりということで、連携会員が会員のみでは網羅し切れない役割を果たしているところ です。

御説明は以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

御意見、御質問がございましたら、この場でお願いしたいと思います。いかが でしょうか。

藤川委員、どうぞ。

○藤川委員 で、連携会員と会員の違いというのはなかなか外からは分かりにく いところであります。特に2,000人と聞くと、なぜそんなにいるのかなという ふうに普通は思われるのかなとも思います。機動的に学術会議の会員が必要に 応じて柔軟に指名して、その人たちに頼むということもあり得なくはないと思 うち、あえて連携会員という枠組みをつくって、そこからこういうことを願 っているというのは、一種ふるいにかけていった中からということかなとは思 うのですけれども、その辺りがちょっと分かりにくく感じます。もしジャンル として足りない、さらに追加しなければいけないという時に、機動性を確保 できるのか、あるいは逆に、必要ないよという失礼ですが、優先度がどのよ うに付けられているのかという辺りも教えていただけたらと思いました。

○日比谷副会長 ありがとうございます。前回というか、会員選考等の後ろに ございます参考資料の6ページのウエディングケーキみたいだと私は思ってい るのですけれども、一番下のグレーのところにもその他の研究者等というのがご ざいまして、テーマに応じて小委員会の審議活動に参画できるというのがある のです。今、藤川委員がおっしゃった機動的にというのはこの部分に参画し ている人たちで、連携会員というのは、それぞれのテーマに応じて、そのとき そのときごとに機動的に動員するというよりは、もう少し、さっきふるいにか けるとおっしゃったのですが、選考がございまして、この小委員会の人が優 れていないと言っているわけではないのですけれども、優れた研究あるいは業績 がある一定程度のところを担保した上で連携会員というプールをつくっている というふうに御理解いただければいいと思います。

現在、26期は始まったばかりですので、これから立ち上がる分科会等もあり ますが、約85%の連携会員が何らかの分科会に参加して審議活動に入っている

状況です。

○五十嵐主査 藤川委員、よろしいですか。

では、瀧澤委員、どうぞ。

○瀧澤委員 どうもありがとうございます。事実関係だけお伺いしたいのですが、今、連携会員って将来の会員になる予備軍みたいなイメージで御説明されたと思うのですが、今は会員の再任がないので、一度会員になられて6年間過ごされた人は再び連携会員に戻るといようなことを聞いたことがあるのですけれども、その辺はどうなっているのですか。

○日比谷副会長 それはそのとおりです。ただ、もちろんおっしゃるとおり任期が6年です。6年を終わったときに意思確認というのがありまして、もう自分は続けないという人は終わりですけれども、連携会員としてさらに活動をしていくという意思が確認された場合には続けることもあります、それも無制限ではありませんで、一定の年齢に達するというところで終わりは来ます。

○瀧澤委員 連携会員の年齢制限が。

○日比谷副会長 ございます。

○瀧澤委員 何歳ぐらいでしたか。

○日比谷副会長 事務局から正確に答えてもらったほうがいいと思います。年数がありますね。ちょっとシステムが複雑なのですけれども、例えば、連携会員をしていて会員になります。6年たって、また連携会員に戻りますというと、前の部分もありますので。少ないですけれども、連携会員の経験を経ずにいきなり会員になるというケースもございます。それが終わると最初から連携会員が何年というのが始まりますので、ちょっとケース・バイ・ケースです。

○瀧澤委員 実態としては、連携会員の年齢構成はどういう感じなのですかね。

○日比谷副会長 ただ、先ほどからお話ししている若手アカデミーで45歳以下というところに44人。44人ですからすごく少ないですけれども、全体としては、これもちょっと正確には事務局から、あるいは追って平均年齢とか年齢分布を御説明しますけれども、それほど上に寄っているということでもないと思います。

○瀧澤委員 では、ほとんどは会員を経験していない人が多いということですか。

○日比谷副会長 そうですね。

○瀧澤委員 分かりました。もし後で詳しいところが分かれば。

○日比谷副会長 正確なところを御報告するようにします。

○瀧澤委員 ありがとうございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ほかに、ただいまの会員、連携会員に関しまして、御意見、御質問のある方は

おられますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に進みます。続きまして、議題2といたしまして、法人形態等について、事務局より説明いただきます。また、議題3といたしまして、先日10月11日に開催いたしました会員選考等ワーキング・グループについて、事務局より併せて報告いただきます。よろしく願いいたします。

○笹川室長 ありがとうございます。

まず、前回までの議論の内容を五十嵐主査に冒頭整理していただきました。ほかにもいろいろ論点はあるわけですが、これまで議論してきた議題、論点を中心に幾つか資料を用意しましたので、本日は御議論願いたいと思います。

なお、先週の会員選考等ワーキング・グループに出した資料は基本的にこちらにも出しています。両方で議論したほうがいいものもあれば、直接関係ないけれども、一応両方御覧いただくというようなものもございます。

最初に資料2、会員、連携会員の資料でございます。日比谷先生の説明の続きです。

まず、問題意識は、ダイバーシティとか俯瞰的な議論、分野のカバーということを見ると、学会の機能強化のためには、210人というのはやはり少ないだろうというところから出発しています。海外アカデミーとの比較、詳しくは会員選考等ワーキングのほうで言いましたので省略しますが、人口比を考えると、一番少ないフランスの会員276人に比べても、日本だと500人くらいいておかしくないという数字になります。

一方で、連携会員は約1,900人いらっしゃるということで、会員との役割の違い、位置づけ、なかなかすっきりしないというのは、多くの先生方がおっしゃっています。組織運営を担うかどうかというところは非常にクリアなのですけれども、例えば今話があったとおり、お試しというか、若手がやられるのと、会員が終わってからやられるのと、明らかに違うは違うので、それを一緒にしていくことの意味。否定しているわけではないですが、どういう意味があるのかというのはよく考えてみないといけないだろうということです。

それで、資料に入っていきますが、会員数については、会員選考等ワーキングで500人くらいという意見がありました。これはたまたまフランスと一緒に、一応左上のオレンジのところ、例えば500~600人を1つの案として入れています。

それから、急に3倍とかにするとレベルが下がるという御心配があるのなら、少し中途半端感もありますが、数十人の増ということで300人くらいというのが2番目の考え方です。いずれにしても、会員数を一度にたくさん増やす必要もなく、ダイバーシティとか新分野を考えながら段階的に増やしていけばいい

のだろうと思っています。

それから、仮に法律に書く場合、法制局とはまだ相談していないのですが、例えば250人以上300人以下とか、500人以上600人以下とか幅を持って書くこともあり得るので、そこは弾力的な運用を考えていくのかなと思っています。

連携会員について、オレンジの右側に協力会員（仮称）というところがあります。日比谷先生の先ほどのペーパーの説明の中で、緊急課題や新たな課題などに応じた活動について、速やかかつ柔軟に体制を構築するというような御説明がありました。こういう趣旨であれば、お試的に若手を、あるいは国際機関にいらっしゃる方などいろいろあるということでしょうから、そういうふうに連携会員の実態が多様なのだとすると、法律で細かくこういう仕事をするのが連携会員ですと書くのは、必ずしも現実的ではなくて、だったら内規に位置づけてみたらどうかというのがこのオレンジの案です。内規に位置づけるこの形は、活動・運営の自律性を高めていきたいという学術会議のニーズにもある意味沿ったものだというふうに考えています。

名称は、今と同じ「連携会員」とすると議論がややこしいので、取りあえず「協力会員」と置いています。そこは絶対に変えないといかんということでもないのかもしれませんが、もちろん理由があって法律上の位置づけを残したいということであれば、右側の緑の部分のように、会員との違いをはっきり書き分けて、人数もしっかり書いてという方向性を追求するというのかなと思います。

選考等ワーキングでは、左のオレンジの案のほうが運用の実態にも近いのだったらいのかな、大体そんな意見だったように記憶しています。御議論をお願いしたいところです。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

宝野委員から手が挙がっています。どうぞ。

○宝野委員 今後、会員をvery bestで500～600名にされるということですから、その中に法律で定めた連携会員が数千人いるというのは、なかなか動きづらい組織かなというふうに感じます。ですから、分科会などを作って議論するとき、会員が委員長なりチェアという役割を果たされるでしょうから、その都度学術会議から委員委嘱をする。その委員の呼び名が協力会員でも連携会員でも構いませんが、委員委嘱をその都度やっていくと、議論しなければならない内容に対応するために最適なメンバーを指名していくというふうに、機動的に会議を運営することができると思います。よって、I案というのは非常に優れているのではないかなというふうに聞かせていただきました。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ほかにこの会員、連携会員に関しまして御意見、御質問等ございますでしょうか。確かに機動性からいったら、今の宝野先生がおっしゃるとおりですね。

日比谷先生、どうぞ。

○日比谷副会長 分かったことだけお答えします。

まず、今期の就任時、つまりちょうど1年前ですが、2023年10月時点で、会員の平均年齢は57.92歳、一方、連携会員は56.2歳なので、ほとんど変わらないと。ただ、先ほどから申し上げていますように、会員はそんなに若い人はなりません、今最年少は多分47歳ぐらいの人なので、それより年齢が上の人の平均で約58歳と。一方、連携会員は45歳以下の人もいて、それで平均年齢が56.2歳であり、もっと年齢が上の人もいます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。よろしいですか。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

なければ次に進みます。次は、法人形態等についてですね。

○笹川室長 ありがとうございます。続けていきます。今の点も後で出てくる会員の任期などとも関係するかもしれませんが、また適宜御意見いただければと思います。

では、資料3-1に入っていきます。法人形態についてです。これまで評価委員とか監事を主務大臣任命にするのはどうかというような議論にかなり時間を割いてきました。大事な話ではありますけれども、委員の先生方からは、同じような議論を繰り返しているのではなくて、そろそろ具体的な法人像を議論していくべきではないかという御意見、御指摘を頂きました。そこで、前回のワーキングでも口頭で大体申し上げたようなことなのですけれども、時間がたったこともあり、紙で整理してみたのが資料3-1です。

最初に確認しておきますと、資料から離れますが、評価とか監事について、ワーキング、懇談会の先生方の大まかな共通認識はこんな感じだったかなと思っています。すなわち、まず評価、監査、こういったものが過重な負担を課すようなものになってはいけません。ただ、ミッションに沿った活動がなされているかということの確認は、特に国費によって活動している以上は必要だと。評価、監査がその程度の過重でないものだとすれば、自律性との関係でも特段問題はないだろうし、お金の出し元とかミッションをお願いした人がチェックするのは当然で、評価される人が評価する人を選ぶというのはおかしいと。それだと手形が落ちたことにはならない、そんなような話だったかと思っています。

それを前提とした上で、左から2番目のI、特別な法人というところを御覧いただきたい。この考え方は、まず上から2番目、会員については主務大臣任命を外して選考の自由度を高めます。

次、学術会議がミッションに沿って活動するという前提で国による財政支援

を引き続き行うという趣旨の条文を法律に置こうと。この辺りについて、一番右の独法・国立大学法人などと比べていただきますと、こちらのほうは法人の長は主務大臣任命となっていて、中期計画も主務大臣認可ということですが、Iの特別な法人のところでは、こういった関与はなく、可能な限り活動・運営の自律性を高めようとしています。独法のような組織にはしないということは、政府もそうですが、懇談会、ワーキングの共通認識だったと思っています。

他方で、国費による財政支援を制度的に担保したいということであれば、財政民主主義などとの関係もあり、最低限、事後的、間接的にそういった確認が必要だということで、具体的には国が任命する評価委員、監事の設置は必要だということでございます。

その右、中央の公益法人+ α 、これは沖縄の大学院大学、以前ヒアリングした法人のイメージで、その右のIII、公益法人+ β というのは指定法人のパターンで、私立大学もこれに近い。私立大学のような形だと思って聞いていただければ分かりやすいかもしれません。

ちなみに、公益法人+ β のところは、毎年度の事業計画のところの主務大臣認可がなくなって、代わりに大学としての第三者機関による評価とかが入ってくると大体私立大学になります。

細かい違いはともかくとして、この図全体的に見ると、右に行くにしたがって国費による支援が減って、評価、監事に関する国の関与もそれに比例しているかどうかは分かりませんが、伴って減っていく。逆に言うと、評価、監事に関する国の関与をなくしていきたいと考えるのであれば、国費による支援をなかなか期待しにくいということが我が国の法人制度全体の考え方だということが見てとれるかと思います。

ちなみに、学術会議からは、科学と政治は距離を取るのが文明の知恵だとか、文明国のアカデミーでは政府任命の監事や評価の仕組みはないとか、国会も政府も誤るから政治権力と距離を取るのが大事で、監事や評価委員会は学術会議が任命すれば適切な任命になるというような御意見が出ていました。

まず、評価は、学術会議の活動内容自体そのものを評価とか監査するということではない。これも共通認識だと思いますので、改めて確認しておきます。

その上で、実際に評価とか監査が入るとどうなるのかということですが、これも、これは現場の御経験として、宝野先生からコメントがありました。NIMSの評価は主務大臣評価だけけれども、別に研究内容に干渉されているわけではないし、監事とも、緊張関係はあるけれども、ある意味うまくやっている。やり方次第だけれども、そんなにやってみて過重な負担、不当な介入ということではないという御説明をいただきましたし、そうだなと思って伺ったコメントは、自分たちが正しいと思ってやっていることが世の中から見間違っていないか、そう

いうのを外部の人にアドバイスしてもらおうというのは、自分以外の人が任命した人に見てもらって初めて達成されるのだということでございました。

もう一つ申し上げますと、一番左側が今の国の機関としての学術会議の姿で、学術会議がもう一つおっしゃっているのは、外部評価と言っている左下のところでは、会長任命の外部有識者による外部評価を行っているから、政府が言っているような評価とか監査は要らない、そのようなこともおっしゃっていますけれども、これは、あらかじめ目標を立てたり、評価の視点を示して、国民に活動内容をコミットしてやっているということではないですし、先ほどの宝野先生のお話にもありましたけれども、そもそも有識者の人選自体が自分たちで選んでいるわけです。これをやられている瀧澤先生は立派な先生だと思っていますし、前回の外部評価の評価書も非常によかったと思いますが、それはそれとして、政府やワーキングが言っている意味での評価委員会とか監事の代わりになるものではないということは申し上げておきたいと思います。

もう一つ、監事は会計検査が入るからいらないというようなことを言う方もいらっしやいますけれども、会計検査というのは外部から事後的にやってくる話で、この辺は藤川先生のほうが詳しいですが、監事というのは中にいてコミュニケーションをある意味取りながら、中でチェックというか、寄り添っていくというものです。全然違うものですから、片方があるからいいという話ではないのだろうと思っています。そんな議論も今までワーキングでいただきました。

それから、外国アカデミーの話ですね。文明国云々という話です。ここも前回、外国調査の説明でかなり長くお話ししました。簡単に済ませますけれども、海外でそうっていないのは、文明の作法だから遠慮しているとかそういう話では恐らく必ずしもなくて、海外アカデミーでは、政府には相手、カウンターパートとしてどのアカデミーと付き合うか選ぶ自由があって、お互いに拘束されていない。アカデミーの側も政府以外の収入を得ていますから、ほかのアカデミーなり団体と競争的な環境の下で、ある意味競争して自律的にやっているもので、評価とか監事を通じて政府がアカデミーの運営の健全性にコミットする、そういった必要性がないからだということは前回申し上げました。アメリカもこうです、ドイツもこうですという話はさせていただいたと思います。

要するに、学術会議の言う文明国に評価委員会、監事がないという話は、日本のように国が必要な財政的支援を行うということをアプリアリに書いている法律の条文がないんだということとセットで言っていたかかないと不正確だろうと思います。

そうだとすると、今の財政支援を行うという条文がなくもいいということであれば、確かに $+\beta$ の形とほぼ同じになって、監事とか評価は必要ないという

ことになるだろうと思います。結果として、すばらしい文明国、海外アカデミーと同じ形になるということですが、ただ、今すぐそうなって大丈夫ですかということを我々は心配しているところで、前回は瀧澤先生はかなり丁寧にその辺りをおっしゃっていたところがございます。最終的に目指すのはもちろんいいと思うけれども、すぐ行って大丈夫ですか、まずは左側の形でしっかり国がサポートしていくほうがいいのではないですかと、そのようなことをおっしゃっていただいたと受け止めています。

以上が資料3-1です。

次は資料4、法人の予算のイメージ。これは直接的には7月29日の懇談会で久間先生からこんなお話がありました。予算の増額に関しては、学会が政府や社会の期待に応える質の高い活動を行うことが条件だけれども、その上で政府が予算を出しやすくするためにも、学会が予算をどのように活用するか明確にしておく必要がありますと。具体的には、久間先生としては、政府からの予算というのは学会を運営するための経常経費、ミッション・オリエンテッドな課題に対する委託経費、自主的活動経費の3種類ではないかと、こういったことを意識しながら業務の企画等々も進め、予算要求もしてはどうかというサジェスションでありました。事務局としてもそうだろうと。その比率をどうするかというのはありますけれども、考え方はそうかなと思いましたので、そのような紙をつくってみました。

資料5、会長の選考方法等について。これは幾つか中身があるのですが、まず中央の「候補者」という欄です。これまでも懇談会、ワーキング、それぞれ最初からいきなり会長を選ぶのではなくて、必要な資質の有無を精査した上で候補者を総会に提案して可否を問うのがいいのではないかと、そのために会長選考委員会のようなものをつくったらどうかというような御提案をいただいていた。右側のBはまさにそういうものを書いています。一応5~6人の候補者をと書いていますが、もっと多くても少なくても、そこは学会が判断していただければいいと思いますし、その絞り込み、選考の過程で候補者の抱負を聞くとか、そういったこともじっくりやっただけならもっといいかなという気はしております。Aのほうはあまり現状と変わらないので、先週の会員選考等ワーキングでは、基本的に全ての先生がBのほうを推していたように記憶しています。

多分結構難しいのが上の任期のところ、パターンとしては、3年再任可と、6年で再任なしとするか、可とするか書いています。ここは、私は実は漠然と6年じっくりやっってもらって改革を進めてもらえればなどと思っていたのですが、先週の会員選考等ワーキングでは、3年を推す声も多かったので、御議論いただきたいなと思っているところです。

それから、下のほうの注1と2です。注2は、仮に会長の任期が6年になった場合に問題になってきますが、会長になって3年たつと、場合によると会員としての任期が切れる可能性がありますので、会長である間は会員の身分が残るとか、その逆とかという規定も要るのではないかという問題意識です。

それから、注1は、会長選考に限らないもう少し一般的な話ですが、理事会、幹事会とか、会長選考委員会とか、いずれにしてもこういったメンバーの任期が全部一緒だったり、ほとんどの人が一緒だったりすると、ある瞬間に全員任期切れで会員でなくなったというようなことも生じかねないので、ある程度ずらしておかないといけないのではないかという問題意識です。法律上、同一の任期の者が3分の2を超えないとか、4分の3を超えないとか、そんなふうに書いておいて、学術会議に裁量を残しながら半分前後にしておくことを可能にしたかどうかという問題意識です。

次が資料6、任期・再任・定年の組合せです。任期については、A、B、C、6年、9年、任期なしの3パターン書いていまして、特に6年の場合にそもそも再任なしなのか、1回だけなのか、何回かやっていいのかという辺りが議論になります。これまでの議論の中では、very bestな会員を選んで、会員になるのが名誉な組織にしていくのだとすると、6年で終わりというのではないだろうという意見が多かった一方で、ではずっとやるのかということになると、学術会議が審議を主なミッションにする機関だということを考えると、ある程度会員構成が変わっていかないと、学術の進歩とか社会の変化に応じた審議をやりにくくなるのではないかという声もありました。

先週の会員選考等ワーキングでも見てもらったのですが、9年、任期なし、B、Cという声はなくて、基本的には6年再任可ということで、1回だけでいいのか、2回、3回を可能にしておくかというような議論の状況でした。

事務局としては、再任は複数回可能にしておいて、再任時の選考をしっかりとやればいいだけではないか、なるべく幅が広いほうがいいのではないかなとも思いますけれども、研究の現場などで、なかなかそうでもないということであれば、こだわるものでもありません。ぜひ先生方の御意見も聞かせていただきたいと思っております。

以上が任期・再任・定年です。

最後に資料4、会員選考手続です。ここは大きく2つの論点がありまして、1つは上のほうのピンクの四角で選考助言委員会です。これは紙にも書いていますけれども、選考に関する方針とかダイバーシティの大枠などを学術会議が決めるときに、外部の意見を聞いて、その知見を活用してもらおうという趣旨なのですが、学術会議が先日おっしゃっていた5つの大きな懸念というか反対点の一つでもあります。選考助言委員会は、そもそも経済界とか地方からの会員

の選考基準をどういうふうに言語化するか。例えば経済界の方を、論文が多いかどうかというのではなくて、それだと研究室と一緒にありますから、どういった基準で来てもらうのか。新分野、融合分野を含めて、どういった分野を今後どのくらい設けていくのかなど、ある意味で今回の学術会議改革の肝になるような点について、既存の学問分野の研究者を主体としている学術会議だけではなかなかカバーし切れない知見とか判断材料を外から聴取するスキーム、これを制度化してほしいという重要なものでございます。

委員は会長任命で、意見に拘束力もないので、会員選考等ワーキングのほうも、何でこれに反対なのかよく分からないという意見がほとんどというか全部でしたけれども、いずれにしても学術会議は反対ということですから、理由をよく伺いながら引き続き検討していきたいと思っています。

それで、今日のメインは真ん中の青い箱です。具体的な選考の流れで、この趣旨は、会員が仲間内だけで選ばれる組織だと思われなことが大事だという懇談会やワーキングでの指摘。コ・オペレーション方式を前提としつつ、海外アカデミーのように投票プロセスを入れて透明性を高めていこうというものでございます。

会員選考等ワーキングでは、学術会議は我が国を代表するアカデミーなので、国民から理解してもらえそうな透明・客観的な方法で、国民が納得できるようなvery bestの会員が選ばれないといけない。海外アカデミーと同等またはそれ以上を目指すのだから、海外アカデミーが自分たちと同等のものだと認めてくれるような選考方法でないといけないという議論をしていました。学術会議も大筋の考え方、方向性は、反対ではないものと受け止めています。

あとは、法律でなるべく大枠を定めるだけにして、細かいやり方は規則なり政令なりを定めてもらえればよいのかなということ的前提として申し上げた上で、この図を説明させていただきます。

まず、学術会議の選考委員会が、真ん中の小さい白い4つの箱ですけれども、中期的な活動計画に書かれている重点分野とか、3年間、6年間で取り組んでいく重点課題などを踏まえて、選考助言委員会の意見も聞いて、どういった学問分野にどのぐらいの会員数を配分するのかというのを決めるのだらうと思います。当然このときには従来型の専門分野そのままではなくて、新分野、融合分野なども設定しながらということになるのかと思います。

次に、学術会議の内外から広く推薦された方々をそれぞれの小分科会に割り当てて、精査していただいて、例えば定数の倍ぐらいの候補者が順位づけされたようなリストを投票で決定する。その議論は海外のようにちゃんと記録に残していただく。投票結果も残して関係者で共有できるようにしてということのようです。そうすると、この過程で専門分野の卓越性というのは吟味できるし、

無責任な推薦をした方、団体は、そういう人を推薦する人なんだなという目で見られるということだというふうに伺いました。

次に、幾つかの小分科会を束ねる選考委員会、例えば言語学とか法律とか経済学とかを束ねる人文社会みたいな分科会をつくって、言語学、文学の候補者に対して法律とか経済系の方々が投票していく。やはり分科会の会員定数の倍ぐらいのリストを投票を通じてつくと。ここで、専門分野よりも少し広い学際的な知見なりコミュニケーション能力なりを近い分野の方々を混ぜて判断する。

会員選考等ワーキングで指摘があったのは、人文だけでやると、ある意味やはり閉じた世界になってしまいますので、例えば人文科学の会員が70人であれば、ここに工学だとか理学だとかといったところを20~30人混ぜて、特定の人たちだけで閉じないような、内輪の論理で選考しないようにするということが大事かなと思います。

ほかの選考分科会からも同様に、倍ぐらい出てきますので、選考委員会でダイバーシティなども考慮しながらリスト化していく。最後、総会で信任投票と、このようなプロセスがその次の資料8にありますけれども、外国でやっていることの公約数というか、学術会議で今やっている流れとあまり離れない感じでやると、例えばこんな感じですかねという資料でございます。

先週の会員選考等ワーキングでは、やはり大事なのはこの小分科会とか会員数の配分のところで、若干繰り返しになりますが、単に従来の学問分野のとおりということではなくて、各分野の現状とかニーズを踏まえて、最初にしっかり議論して決定することが大事だということでした。

この点は、まさにそのとおりだと思うのですが、実際どうやって設計するとそれが担保されるか、しっかり回るのかというのは非常に難しいところで、ぜひ組織・制度ワーキングの先生方からもいいアイデアなどがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

先週、11日に会員選考等ワーキング・グループで議論された先ほどの会員選考手続の話、あるいは冒頭にあった会員と連携会員の話、そこも含めていろいろ御説明いただきました。

私どもに直接的に関係するのは、2点目にお話があった資料3-1の法人形態、それから、資料4として法人の予算のイメージですね。直接関係するところ、あるいは会員選考等ワーキングの議論も含めまして、皆様から御意見いただきたいと思います。その前に、今日は学術会議から資料を頂いていて、一番下のほうにあります資料10です。これまでもこのワーキングの中で、学術会議の

ミッションと目的に照らしてどういった組織がいいのかというところ、只野先生や島村先生から御意見をいただきました。しかし具体的にどうすればいいのかという話はまだいただいていなくて、それに関しての、これはまだ成案ではなくて、今議論している中での案ですね。それについて説明していただいて、その後、この案も含めて皆様と議論していこうと思っています。

では、説明をよろしく願いいたします。

○日比谷副会長 ありがとうございます。

今、主査がおっしゃったとおりですけれども、学術会議の中でも様々な検討を始めているところでございます。今、これも主査がおっしゃったとおりですけれども、私どもは、「より良い役割発揮に向けて」以来、学術会議が学術生態系の中でどのようなミッションを果たすべきであるか、また、海外調査の結果もたびたびどちらのワーキング・グループでも言及されていますけれども、海外のナショナル・アカデミーと肩を並べてこれから活動していくためにはどのような組織であるべきかということを常に念頭に置いて考えております。

本日は、先ほどおっしゃったように、これは成案ということではございませんけれども、今こういう検討状況であるということを御説明したいと思っております。実際の説明は、最初は只野会員からお願いします。

○只野第一部会員 第一部会員の只野でございます。本日は私のほうから現在の状況について御説明させていただき、足りないところがあれば両先生から補っていただけたらと思っております。

資料10を今回準備いたしましたので御覧ください。4つ欄がございますけれども、左から3つ目です。こちらが現在、私たちが準備している案ということになります。ただ、学術会議内部で当然いろいろな議論もありますし、非常に重要な問題かつデリケートな論点も含んでおりますので、少々慎重な言い回しになることはお許しいただければと思っております。

かねてから5要件というのをお示しして、その下で法人化するかどうかにこだわらず、より良いミッションの発揮のために必要な組織をつくっていくということは縷々申し上げてきたところでございます。そうした観点から、特に今日はポイントだけお話ししようと思うのですが、まず、改革を論じる基本的な視点といたしまししょうか、組織を編成する基本的な視点について改めて少しお話をさせていただけたらと思っております。

この会議で、本日もそうですが、日学のガバナンスを非常に強く求められているということは私たちも認識をしているところです。問題は、どのような観点からそのガバナンスを論じるのかということでございます。ここも随分申し上げてきたところなのですが、この懇談会に示されている案を拝見しますと、基本的には、先ほどまさに納税者としての国民という言葉が出てまいりました

けれども、国民を代表する政府との関係で、専らその関係でガバナンスが論じられているという印象が非常に強いわけでございます。

ただ、実際に学会が果たしている役割とかミッションというものを考えますと、先ほど副会長のほうからも学術生態系という言葉を使っていたかもしれませんが、いわば学術生態系の中で様々なアクター方との関わりの中で私たちは役割、ミッションを果たしているという面があるわけでございます。もちろんその中に政府との関係というのも入ってきますし、これはこれで非常に重要なのですが、政府以外にも様々なアクターとの関係で負託をいただきながら、私たちは説明責任を果たしながら活動していると、これが基本的な構図かと思っております。

国民という言葉も再三用いられますけれども、国民という言葉で簡単にくくられないような様々な社会を構成するアクターがあって、それぞれについて私たちは負託をいただき、説明責任を負っていると、これが基本的な構図になるのかなと思っております。ですから、政府との関係が重要だということは繰り返し申し上げておりますけれども、そのみに着目して、そうした観点のみからガバナンスを構築するということは少し違うのではないかと。学術生態系の全体の中で学会が置かれている役割というのを、全体を見渡した上で、より良いミッションの発揮ができるような組織を考えるべきだと申し上げてきたところかと思っております。

それから、少し長くなって恐縮でございますけれども、例えば政府に対する勧告機能といったものがあるということもぜひ御留意いただけたらと思っております。できるだけ偏りが無いように、中長期的な視点から、先ほど主査からもお話があったように、俯瞰的な観点から意見を述べていくというのが私たちに期待されている役割でございますので、幅広く私たちが負託をいただいている様々な方に応えていく、そういう観点からどういう組織が望ましいのか、そのポイントのみ今日はお話しさせていただこうかと思っております。

先ほどの資料を御覧いただきながら聞いていただければと思いますが、1つはやはり運営や活動方針をどうするかという問題かと思っております。この懇談会では、計画という言葉で論じられてきたこととございますけれども、組織である以上、運営や活動の基本方針を定める、それから定期的にそれを見直していく、これはある意味当たり前のことかと思っておりますが、問題はそれをどういう形で具体化して、どんなプロセスやタームで見直しをしていくのかということとございまして、ここは学会活動の内容に関わってくる話でもありますので、やはり学会の内規にお任せいただくのが妥当ではないだろうかと考えております。これはエクセル表にも書き込んだとおりでございます。

それから、これは合意いただけていると思っておりますが、例えば独法のよ

うな詳細な計画を立てるということではなじまないということも当然かと思えます。そのような観点から、この組織・活動についての方針をまとめたという次第です。

それから、もう一つ大きな争点になるのが、評価という問題でございますけれども、こちらにつきましては、日学内部に外部有識者から成る外部評価委員会を設置して、そちらから評価をいただいて、それを公表する。これが一つですね。それからもう一つ、これは先ほど申し上げた日学の位置づけと関わってくる問題でございますけれども、自己評価とか外部評価については、パブリックコメントをいただくというような形で、私たちが負託をいただいているアクターに広く議論をお返しして、御意見を伺う場を設けたらどうだろうかと思っております。

内部で評価する人を選ぶのはどうなのかというお話もございましたけれども、実は評価自体が非常にアカデミックな活動の中身に関わってくる部分がございますので、そこはやはり学術的な観点から評価委員を選ぶということで客観性を担保する、こういう仕組みを選ぶのがよいのではないかと考えているところでございます。パブリックコメントというのもよく行われる手法ではありますけれども、やはり先ほどお話ししたような日学の位置づけを考えますと、非常に重要な意味を持つてくるのではないかなと考えているところです。

それから、もう一つは、監事ということが争点になっております。大臣任命の監事では困るということを申し上げているのですけれども、確かに法人の財源が公費によって賄われるというところはあるわけでございますが、財務会計上の適正さを担保するという観点から申しますと、むしろこれは内規に任せていただいて、総会が選任した監事を置くという形がよいのではないかと考えているところです。

それから、監事の業務の内容ですけれども、アカデミックな活動に立ち入るのは難しいし、適当ではないということも申し上げてきましたので、原則、財務事項に限るという限定をかせさせていただく必要があるのではないかと思っております。

活動内容につきましては、先ほど申し上げたように、きちんと評価を受けて、それからそれを外部に公表する。広く説明責任を果たすような仕組みを取ること担保をしていきたいと考えております。加えて、事後という話はありませんけれども、会計検査院による外部からのチェックも行われるということになります。

最後に、財政基盤の問題ですけれども、こちらは先ほど笹川室長からお話がありましたけれども、やはり経費は国庫の負担とするということを明記させていただく必要があるだろうと思っております。自由が欲しければ外に出たほうが

よいという話はありませんけれども、まさに室長がおっしゃられたように、現実には財源を担保するというところは非常に難しいところがございます。安定して独立して活動するためには、やはり国庫負担という原則は維持していただく必要があるだろうと。ただ、そのためのガバナンスの仕組みです。これは私たちがなりの視点からしますと、それなりにきちんと準備をするという形になると思います。

もちろん外部資金を受けるということは妨げませんが、これも御説明してきましたとおり、やはり寄附によって活動が左右される、こういう疑念を抱かないような工夫は当然必要になるだろうと。やはり少し慎重に考えるべき点もありますので、一定の条件の下でと、こういう表現を用いた次第でございます。

私からは以上になりますが、もし補足いただく点があればお願いいたします。

○五十嵐主査 どうぞ、島村先生。

○島村第一部会員

今、只野会員からおっしゃったこと、少し別の角度から申し上げたいと存じます。

まず、会議の冒頭で主査のほうから、ミッションから組織の在り方を考えるべきだという視点をお話いただきまして、そのとおりだなと思っております。ガバナンスを確保するために大臣任命の監事や評価委員を置くことが必要だという事務局のお考えについてお話し申し上げたいと思います。これまで幹事会の声明や、この場で只野会員や大久保副部長や日比谷副会長から申し上げてきたことですが、第1に、日学は科学者の内外に対する代表機関という性格を持っております。第2に、主として科学的助言という職務を独立して行うという性格を持っております。第3に、人文社会科学から自然科学の全分野を包含しているという性格を持っております。

まず、内外に日本の科学者を代表する機関という性格ですが、これはコンサルタント、シンクタンク、審議会などと横並びで、それらと競争して、時の政府や企業からお金をもらって、時の政府や企業が欲しているような答申、情報を出すという組織ではないということを初めに確認しておきたいと思います。

先ほど室長が、他の国は学術団体がお互いに競争している中でアカデミーがあって、そのために監事の派遣や評価というかたちで国の監督が及ばなくてもよいというような御発言をされましたけれども、それは全くの誤解でございます。海外のアカデミーを見ましても、幾つかのアカデミーが並立していて、国がその中から自由に、コンサルタントに業務を委託をするように、この答申はあなたから下さい、この答申はあなたから下さいというように選ぶ、アカデミーはそういう類の組織ではないのです。海外の主要アカデミー、権威主義国家を

除く文明国のアカデミーが、国の監督、たとえば大臣任命の監事を受け入れていない、大臣任命の評価委員という仕組みを受け入れていない理由は、学術の独立性を担保するためです。実際に、内閣府でもナショナル・アカデミーの調査をされまして、そのことを認識されたのではないかと思っていました。国が、自由に好き勝手に、そのときどきのアカデミーと契約をする、そういう関係だから国の監事を派遣する必要はないのだ、あるいは国の評価という制度を受け入れていないんだという説明をするアカデミーはないというふうに思います。もし私が申し上げていることが間違いだと思われるのでしたら、海外のアカデミーに、「あなたが国の監督を受け入れていないのは、国が自由に好き勝手にナショナル・アカデミーを場面に応じて選べる、そういう関係にあるからですか、それとも学問の自律性・独立性を担保するために国の監督や評価を受けないのですか、どちらですか」というふうに聞いていただければ簡単に答えが出ると思います。先ほど室長がおっしゃったストーリーは架空のものでありまして、そういう制度設計には海外ではなっていないと認識しております。それをまず確認しておきたいと思います。

そして、今、只野会員が説明された日学の検討中の案というのは、これまでの日学内部での議論、役割発揮のための制度的条件や、7月29日の会長の声明など、法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念・立場を踏まえたものです。日学は、210名の合議制の組織でございますし、幹事会も合議体でございますので、細かいところまで制度設計の案をお示しできる段階にはないのですけれども、ここでお示しした案というのは、これまでの日学の総会決議、幹事会決定、会長声明と整合的な案として検討しているものでございます。

ガバナンスの点については、室長も御指摘がありましたし、委員の先生方からも日学のガバナンスを適切なものにする必要があるという御指摘をいただけてきたところでございます。この点につきましても、国民が選挙を通じて国会議員を選び、国会議員が大臣を選び、大臣が任命する監事や評価委員を日学に送り込むというプロセスが唯一の正統性の担保の仕方ではないということを申し上げておきたいと思っております。そういう素朴で単線的な民主的正統性の確保のみを考えるというのは古い公法学の考え方です。ununterbrochene legitimationskette (途切れのない正統性の連鎖) というふうに言うのですけれども、室長も御存じのとおりかと思っておりますが、そういう正統性の連鎖が国民から国会や大臣を通じて行政機関の端々まで及ぶというのは、非常に単純なモデルなのですけれども、それのみで組織の正統性、ガバナンスの在り方を論じるというのは、現代の議論ではございません。

わかりやすい例を挙げますと、選挙で争点とされていないことは大臣の意思といっても国民の意思とは限らないのです。実際、日学の会員の任命拒否の間

題について、任命拒否を総理大臣がされた後に様々な新聞が世論調査をしていますけれども、どの媒体でも過半数の国民がそれは妥当ではなかった、あるいは少なくとも説明が不足しているというふうに回答しています。つまり、6名の会員の任命を拒否したのは国民の意思に合致するものではなかったということになります。この例が表すように、大臣の任命する監事を組織に送り込むとか、大臣が任命した評価委員が日学を評価するということが民主的正統性を担保するものとは必ずしもならないということでございます。これが第1点です。

第2点は、時の政府に対して独立した立場から科学的助言を行うという組織に政府から監事を送り込み、そのパフォーマンスを大臣任命の評価委員が評価するというのは制度設計として矛盾があるということでございます。今、日学は内閣府の行政機関でございますけれども、そういうことは行われていないわけです。日学を「独立性を強化する」という名目で法人化するのに、大臣任命の監事や評価委員を置くというのは、法人化の目的にそもそもそぐわないのではないのでしょうか。法人化は目的ではなくて手段でございます。より良い役割発揮のための手段であるべきものであるはずだということが、このワーキングの議論でも忘れ去られてしまっているのではないかと、再度指摘しておきたいと思えます。

それでは、日学のガバナンス、正統性というのはどう確保するのかということでございます。組織の正統性、ガバナンスの在り方というのは、単純で素朴な「民主的正統性の連鎖」というモデルだけではなくて、日学の組織としての正統性、ガバナンスを確保する方法というのは他にもあるわけでございます。政治からの自律性、独立性を維持する必要があるナショナル・アカデミーのような組織のガバナンスの在り方としては、自律的な正統性、自律的なガバナンスを追求すべきです。実際、日学では、科学者がコ・オペレーション方式によって会員を選任いたします。選任過程の透明性は、この間非常に改善されておりました。会員候補者は研究業績や選任された理由、会員としての抱負まで示されることとなります。通常、審議会などではそういうプロセスは一切明らかにされておられません。どういう理由で、どのような資質に基づいて審議会の委員が選ばれるかということは、通常、審議会などの場合には、国民に対して明らかにされていないわけでございます。

それから、総会は公開されています。このワーキングは公開されていませんが、日学の総会は公開されております。それから、外部評価委員による評価もあります。諮問に対して答申をする審議体について外部評価が行われるということは通常はないわけでありましてけれども、日学は外部評価委員会を置いているということになります。

それから、勧告や声明を出す際には、市民や多様なセクターとの対話を行う方向で運用を改善してきているということがございます。このように自律的な正統性を担保するための仕組み、国民に対して直接説明責任を果たす仕組みがあり、また、パブリックコメントなどで御意見を聞くというような場を設けるなど、このような形でのガバナンス、正統性の確保というのが、科学者からなる独立かつ自律的な組織としてのガバナンスの在り方であり、政府案と称されているものと比較して、より適切なのではないかと考えております。以上のような観点から、監事を大臣が任命するとか評価委員を大臣が任命するというのは適切ではないというふうに考えております。

室長は、評価委員や監事は大臣任命だというのがこの会議体のコンセンサスというようなことをおっしゃったのですが、冒頭のご発言で主査はそういうふうにおっしゃっていなかったと思います。監事を置くということは方向性として共通しているとおっしゃったと認識しており、大臣任命の監事をおくことがコンセンサスだというふうにはおっしゃらなかったというふうに私は認識しております。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

資料の説明は以上で、これからは議論に入っていくわけですね。少し話を整理しますと、はじめに先週11日に行われた会員選考等ワーキングでの状況をお話いただきました。会員と連携会員から、選考手続まで含めてです。我々に直接関係するのは、今学術会議から対案に近いもののお話がありました法人形態について、そして、法人の予算のイメージですね。ここが直接関係してきますので、まずはここを中心に、皆さんで議論していただきたいと思います。

それでは、どこからでも構いません。御意見、御質問のある方、よろしく願いいたします。

宝野委員、どうぞ。

○宝野委員 先ほどお話を聞いておりますと、議論すべき内容というのは、計画、評価、それから監事、この3つに大別されるように思います。評価、監事については全く平行線で、ここでどういう意見を我々が申し上げてても全く歩み寄る様子がないので、これ以上言っても無駄かなという気がしています。

計画について、先ほど御発言がありましたが、私は計画というのはそれに基づいて予算を要求していける根拠だと思います。ですから、計画なしに金を出せと言われても、やはり積算自体ができなくなるので、計画をしっかり立てるというのは、予算を要求していく上でもそれを根拠づけるために非常に重要なプロセスだと思っています。

ただし、国立研究開発法人や独法の中長期計画は微に入り細に入るといったような感じで非常に長文で、そこまでやる必要はないのではないかとこの点に

については全く同意いたします。

ですが、例えば5年間なり中長期がどうなるのか分かりませんが、その間に何をするのかという大方針は示していただいて、それに対して予算を要求していただくというのが国の法人ではないかと思えます。

先ほどの計画なんて立てなくても金を出せというのは、当初、学術会議のほうから主張しておられた、政府は金を出して口を出すな、その主張の延長だというふうに聞いておりました。金を出して口を出すなというのは、出資者が信頼して任せた相手に任務を全うさせるために必要以上の口出しを避けるべきだという考えに基づいており、そもそもこれはお互いに信頼関係がある場合に成立するので、それが破綻している今、どういう立場でこういったことが言えるのか、私は理解に非常に苦しむところです。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

宝野委員からいつもそういう話がございますけれども、それに対して学術会議はどうお考えですか。

○日比谷副会長 おっしゃるとおり監事と評価については平行線をたどっている。正確に申し上げますと、本日の最後の参考資料50につけましたように、大臣任命の監事を置くことを法定すること、それから、同じく評価についても法定することは受け入れられないというふうに言っておりますので、そのところは御確認いただきたいと思えます。

計画については、もちろん私どもは何の計画もなく活動しているわけではございません。例えば今期はアクションプランを作成しています。それに基づいて予算を要求する準備、アクションプランは7つの項目からできておりますが、それぞれについてももう少し内容を細かくブレイクダウンして、それぞれ幾ら幾らというふうに予算を積んでいく準備はしておりますので、何の計画もしていないということではございませんし、本日内閣府のほうから御提出のありました資料にも、アクションプランには言及がありますが、計画という名前では呼んでおりませんが、プランは計画だという立場です。

以上です。

○五十嵐主査 そこですが、この間の参考資料50にある中期目標・中期計画を法定することは認められないという話に関して、それはないですよ。アクションプランをつくっておられますし、当然そういった計画を基に会員選考をやり、連携会員を含めてそういう方々を選んでおられるわけですよ。しかしそれが、宝野委員の発言のように、計画を立てずにお金をくれと聞こえてしまうところが問題ではないかと思えます。そこをもう少しうまくお話しいただけるほうがいいと思えます。

それから、島村先生がおっしゃっていた、透明性が高いのだから外からのガバナンスは必要ないであろうという話に関しても、もう少し丁寧に説明していただかないと、なかなかこの委員会の中ではまだ納得し切れていないという話です。それが宝野委員のおっしゃるとおり、平行線をたどっているという話になっています。

ほかにも多分御意見があると思うのですが、永里委員、どうぞ。

○永里委員 ありがとうございます。今、主査の言われたとおりのところなのですけれども、学会議の「法人化検討案」では計画の策定も、それから監事を置くことも内規で定めるというふうに今回なっていますが、国民に信頼され、理解を得られる法人をつくるのであれば、国民に対する約束という意味で、法定しておくほうがいいのではないかと私は思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ほかにも御意見ございますでしょうか。

瀧澤委員、どうぞ。

○瀧澤委員 いろいろ申し上げたいことはあるのですが、もともと私が今日申し上げようと思っていたのは、今の内閣府のほうで用意している案で決めたとして、外圧的にこういう法人に決めましたとあって、果たして将来、学会議さんのほうが本当にいい組織になるのかどうか心配だと思っていました。やはり内発的な皆さんの合意があって、それでこういう組織にしたいというふうに情熱を持って取り組んでいただくことが何よりも大事ですので、そういう意味で言いますと、このような対案を今検討していただいているというのは非常にありがたくて、うれしいことだと思います。ただ、その中身が、政府案とほぼ平行線になっているような状況ですので、やはりもう少し御理解をいただく必要があるのではないかと思います。

まず1つは海外との関係ですね。私はずっと気になっていましたので、海外との関係なのですけれども、例えば王立協会で言うと、チャリティー法の下で、日本で言えば、強いて言えば公益法人に近いような形で、国庫負担の税金だけではなくて寄附も受け入れるようなところですね。似てはいるのですけれども、もともと日本のほうが、例えば公益法人で言えば内閣府とか都道府県の認可で設立されていて、監督とかも厳格に決められているという、日本の風土の中にあるんだということが1つですね。そう考えると、今の政府の案はすごく特異かという、たとえばβ案になったときには、そうではないような気がします。

それから、ドイツのレオポルディーナの場合ですけれども、これは日本語で公共法人と訳していいのでしょうか、確かに島村先生がおっしゃったように活動内容にかかわらず資金保証がされていて、連邦政府から8割、ザクセン・アンハルト州から2割ですが、連邦監査局による定期的な財務監査ということで、

今、学術会議による法人化検討案でいただいたところでは、内規で定めることによって総会が選任する監事を置くとしていますが、それよりもレオポルディーナのほうが国の関与が強い制度になっています。

レオポルディーナは2007年にナショナル・アカデミーとして国が認定して、確かに長期的に安定的・独占的な立場を与えられてはいるのですが、世界最古の歴史があって、設立は17世紀です。大変に長い歴史があります。ドイツというのは複数のアカデミーがずっと連立し、活動をそれぞれでしてきて、2000年以降になってレオポルディーナがその活動が認められて今の立場を獲得しているという歴史的な背景があるわけです。その点も重視すべきところです。ですから、先ほど宝野先生でしたか、政府との信頼関係というのが非常に大事だとおっしゃいましたが、そういうことです。

そうしたときに、日本学術会議はどうなんだろうとって、戦後つくられて80年近くの歴史があるわけですが、全く国民からの信頼がないというわけではもちろんありませんが、国民からの理解が十分に得られている状態なのかどうかというのが1つ。それから、ステークホルダーですね。行政との関係、政策立案者との関係を、例えばレオポルディーナにしろ、王立協会にしろ、非常に重視しています。自分たちの学術活動を振興するというのももちろん大きな役割の一つと彼らは認識していますが、ステークホルダーでありスポンサーである政策立案者との日常的なコミュニケーションで信頼関係を築いて、必要な課題解決に積極的に役割を果たしていくという、そういった信頼関係を構築してきている背景がありますよね。そういう意味においては、残念ながらこれまでの学術会議の活動の結果がそういった信頼を得ているかどうかというのは、申し訳ないですが、そのベースがないからこそ今こういう議論になってしまっているというのもご理解いただきたいと思います。

ところで、今ここに出てこられている先生方、毎回ほぼ同じ顔ぶれの先生方で、例えば二部とか三部の先生がすごく反対しているという話を私は全く聞かないのですよね。反対の声というのが、果たして学術会議の中でどれぐらいのマジョリティーなのかというのもすごく気になっています。前回ももしかしたらこの質問をしたかもしれないのですが、昨年12月でしたか。総会の際に傍聴させていただきましたけれども、いろいろな意見があって、この機会を利用してもっと予算を獲得してアカデミーの活動を活性化させたいという意見も一定数あったように思うのです。ですので、そうではなくて絶対反対だという御意見が果たしてどれくらいあるのでしょうか。それに沿ってやるのが学術会議の将来に、国民にとってもハッピーなことなのかどうかというのを、やはり幹事会の中でよく判断していただいて、特別なリーダーシップを発揮していただく時期に来ているのではないかと思います。

組織の健全性といったときに、やはりリーダーシップというのは非常に重要だと思えるのですけれども、もしかして一部の声の大きな人に会議全体が乗っ取られていると言うと言葉は悪いのですけれども、そんなふうになっているとしたら、リーダーシップそのものが今ちゃんと発揮できていないことであって、そこにはやはりもう少し外からの意見をきちんと入れていくような監事であるとか、評価委員会であるとか、そういった人たちの声がちゃんと届くような仕組みが必要かというふうに感じます。

それから、外部評価委員会に代わってパブリックコメントを実施するというご提案についてです。パブリックコメントをやるよりはやったほうがいいかもしれないのですけれども、釈迦に説法かもしれませんが、パブリックコメントもいろいろなデメリットが指摘されていて、例えば期間が非常に限定されているとか、質疑応答ができないとか、意見を出す人が限られていて多様性の確保とか不偏不党性の確保ができないとか、いろいろな団体が主導して特定のパブコメの意見がたくさん寄せられるといったようなことがあります。定常的にその組織を見ていて、より深い意見を言うようなものとはやはり質が違うので、その辺も考えていただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐主査 分かりました。

学術会議のほうからもいろいろ御意見あると思うのですが、まずは原田委員が手を挙げておられますので、原田委員、どうぞ。

○原田委員 ありがとうございます。先ほど宝野先生が冒頭に整理なされたように、学術会議のほうでここは譲らないというところがもう既に明らかになっていることについて、この場で議論してもなかなか先に進まないのかなと思いますが、他方で、計画の局面については、それでもなお議論ができそうだとしたことなので、その点に少し着目をしながらお話をしたいと思います。他方で、PDCAのPだけ取り出して議論するというのは、ややおかしい議論になりますので、当然ながら評価にも少し話題が及ぶということについてもあらかじめ申し上げておきたいと思います。

これまでの議論を振り返って、改めて本日思いましたのは、当初、私は独立行政法人制度を一つの参照制度、学術会議の法的な性格を今後議論するに当たって参照すべき制度の一つだというふうに申し上げたところですが、結果として現時点では、かなり独立行政法人制度とは異なると思いますか、かなりその距離が空いているのかなと思いますし、またそういうふうにあるべきだとも思います。

独立行政法人制度の場合に主務大臣が目標を策定して、そして、各法人がそれを受けて計画をつくるわけですが、今回、学術会議については、計画をつくり

なさいということだけにとどまっているわけで、独立行政法人に置き換えて言うと、目標みたいなものをつくりなさいということになるのかなと思います。

宝野先生が、現在の独立行政法人に対する目標の策定はかなり微に入り細に入りということがございましたけれども、その点は先ほど申し上げたような形で、学術的な性格に鑑みると計画というものは、かなり抽象化してよいのではないかと思います。

また、期間については、独立行政法人の場合、短い場合には事実上4年で回しているところもありますけれども、長くするということは当然ながらあり得ることで、そうすればするほど法人側、学術会議側の自律性は高まるのかなと思います。

3つ目として、なかなか評価の議論が残念ながらこの場でできないのですが、少しだけ申し上げておくと、微に入り細に入りの目標を策定し、それに基づいて法人側が計画をつくって回して行って、短期的に実態的に評価をするというようなものではなくて、当初学術会議側が想定されたプロセスが予定どおり進んでいるのかというようなプロセス評価というのでしょうか、そういう評価をしていくということにすれば問題がないといいますか、学術会議の本来果たすべき役割に鑑みた評価になるのではないかと思います。数値目標を立てて、その達成度を測るというようなパフォーマンス評価ではなくて、こういう助言の活動をするのだけれども、こういうオーディエンスに対してこういうふうにするのだということ、当初の想定したプロセスどおりにできましたかということを確認することが評価の中心になればよいのではないかと思います。

まとめて言いますと、できるだけ目標を抽象的にするという。具体的には学術会議の場合には計画を抽象的にするという。期間をある程度長めに取るということ。それはやはり学術的な性格、あるいは助言というものに対して、ある程度こだわって、いろいろなところに提言をしてほしい、説得を続けてほしいという私の気持ちもございますが、もう一つは、実態評価というよりはプロセス評価という形でPDCAを回していくということがあれば、学術会議の本来果たすべき役割にかなった評価の運用になるのではないかと考えています。

若干評価についても言及してしまいましたが、以上でございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

続きまして、小幡委員、手が挙がっています。どうぞ。

○小幡委員 ありがとうございます。申し上げたいと思っていたことはかなり原田先生の御意見と重なりますが、改めて申し上げますが、もちろん学術会議の執行部の方々が、御自分の法人形態がどうなるかということについて、いろいろな御検討を御自身でなさるといえるのはあり得べき姿だと思いますので、こういう資料が出てくるというのは、それはそれで評価すべきだと思うのですが、

今、原田先生がおっしゃったことでもあるのですが、まさに資料10の一番右の有識者懇談会において検討中の案が、独立行政法人の制度がベースかと書いてありますが、これはそうではないということを私は何度も申し上げています。確かに法人形態の議論で最初にヒアリングに呼んだのは独法が多かったというのがあったからそのように思われるのかもしれませんが、私は会議の場で、これはアカデミーなので、いわゆる独法ではないと、それとは全く違う形の法人にしなければいけないということを何度も申し上げていると思うので、単純に独立行政法人の制度がベースかという話ではないと思うので、そこにまだ誤解があるのかなという感じがしております。

そうなりますと、今、原田委員がおっしゃったような、例えば目標の立て方とかそういうのも、まさにこれはアカデミーなので変わってくるわけなので、既存の独法の制度とは違うものを初めからつくろうとしているという、そこで最初のところのベースが違うと思います。

その上でいろいろ、確かに隔たるところはあるのですが、本来は新生学術会議の今後あるべき姿、会員数をもっと増やすとか、連携会員との関係をどうするか、任期はどうするか、再任も可にするか、会長の決め方をどうするか、など、夢膨らむようないろいろなことを考えて、それに伴って、よりアクティブに働くために予算も増やさないといけないだろうとか、そういう話をしていきたいと思っていたのですが、なかなかその隔たりのところでストップするというのは残念かなと思います。

やはり学術会議が今のまま国家公務員でいるとすると、そういう中で予算がどうなっていくのかという問題意識の下で、もっと積極的な本当の意味でのナショナル・アカデミーとして、国民がナショナル・アカデミーとして学術会議があるのだと本当に評価できるような学術会議としての働きを今後していただくために、いろいろなことを考えていきたいと思っていたので、瀧澤委員もおっしゃっていましたが、今学術会議に所属されている方の中にも、新生学術会議としてどうやってスタートすればより良いかと考えていらっしゃる方も多分たくさんいると思うので、そういう視点からも考えていただきたいというのが私の願いです。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

一通り意見をお聞きして、藤川委員、どうですか。

○藤川委員 同じような話にはなってしまうのですが、原田委員がおっしゃったようなプロセス評価ということは本当にそのとおりだと思っています。監事についても、別に個々の提言の内容について監査するというものではありませんので、学術会議側が立てた計画に対して、そのとおり進んでいるのかと

いうことを監事はずっとべたっと監査をしていくわけですので、その中でそのとおりに進んでいるのかどうかということ、時に厳しく、時に温かい目で見えていくのが監事の仕事であろうと思っています。よって、計画がちゃんとつくられているのであれば、評価委員がプロセスを評価し、また、監事が監査をしていくということに関して、何が問題なのかということがどうしても私には理解できず、これは平行線ということなのかなとは思いますが、先ほどからもあるとおり、信頼関係がないということがやはり一番の問題なのかなと強く思う次第であります。

信頼関係がない中で議論をずっと続けていても、本当に何のハッピーなことも、誰にとってもないなと思っています。今日はいろいろ議論できるネタがいっぱいあったのに大変残念だなと。また同じことの繰り返しなのかということ、残念でならない話なのですけれども、そのような中で、会長がやはり非常に強力に引っ張って行って、この信頼関係をきちんと構築し直してほしいと思います。6年だ、9年だとかという話がいろいろ資料6ではありますけれども、例えば通常の士業の会長みたいなものは2年、会計士は再任なしの3年で、たしか弁護士会は1年だったと思うのですけれども、全く落ち着いて仕事ができない。しかも、総会で選任されるタイミングからすると、自分が作ったわけでもない計画をそのとおりに従ってやっていかななくてはいけないという、会長ってなかなか大変な、そういうところが難しい仕事なのですけれども、そういうこと、なるべく少なくなるように、会長が学術会議を良いものにし、国民からも信頼され、政府とも良い関係を築いて、より良いことをしていくための環境をここで議論したいなと改めて思いました。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

永里委員、どうぞ。

○永里委員 私の印象ですが、日学の方が非常に組織防衛的になっていて、いつも懸念を表明されていると思います。前も述べたことがあるのですけれども、望ましい形に法人化すれば自由に活動ができると。これは産業界の我々から見たらそう思えるのです。自由に活動ができるし、自由に真理の探究ができるはずなのです。ここは日学を交えて望ましい法人化を考える場ではないかなと思いますので、そういう議論をしたいと思います。望ましい法人化とはどういうものなのかということについて。

○五十嵐主査 もともとは望ましい法人化をお互いに議論して行って、共通認識を持ってつくっていくという、ここはその場です。先ほど藤川委員や皆さんが言っているとおおり、なかなか信頼関係がないというか、不信感ですね。特に学術会議のほうからの不信感があるし、委員のほうからもいつまで同じことを言っているのかという不信感もあります。そういうところをどうやってほぐし

ていこうかと考えているのですけれども、なかなかそこは正面からの対立になっ
てしまって。今日もそうなってしまったので、難しいところなのですけれど
も、それはそれで、そういうこともあった上で、藤川委員がおっしゃったよう
により良い未来、そして小幡委員がおっしゃったようにより良いスタートを見つ
けていこうと。そういう場にしたいと主査としては思っています。

そう簡単にはいかないのですけれども、一区切りつきましたので、笹川室長、
何か。

○笹川室長 私も今日はいろいろな論点をお願いしたいと思っていて、まだ時
間はありますので、ここまでのところで幾つか思ったことをちょっとだけ申し
上げて、また皆さんに議論をお願いしたいと思います。

今回、資料10を只野先生から丁寧に御説明いただいて、非常に参考になりま
した。全体として開きがあるかもしれませんが、それはそれとして、こういうこ
とをやらないといけないというような気持ちはある程度共通していたのかなと
思いますので、そこを確認できたというのは、遅まきながらというか何という
か、第一歩かなというふうに感じました。

それから、特に監事、評価はともかく、計画とか目標については、原田先生を
はじめ我々が前から言っていたようなことを改めてきれいに言っていたいた
という感じはしますけれども、実際のところはそれほど学術会議と違うことで
もきつなくて、計画についても、説明の中では言及しませんでしたけれども、
資料9でアメリカとイギリスの中期計画を例として入れています。こんなもの
も1つ参考に。原田先生がおっしゃっていたイメージがこんな感じなのかどう
か分かりませんが、こんな話がある。

それから、最初に宝野先生がおっしゃったみたいに、予算要求の関係では、そ
うはいつでも必要な事項はこの計画に入るのか、下部計画に入るのか、何かな
ければ困るので、それはそうしないといけない。そこは何でもいいから自由
につくりますというだけでは目的を達せられない部分もあって、だからこそ、そ
こを法律で担保しなければならないということです。いずれにしても、計画の
つくり方が大切だという話がありました。

評価についても、原田先生、ちょっと先走ってみたいなことを謙遜しておっ
しゃっていましたけれども、ある意味、ああいうイメージの議論はこれまでも、
特に委員の方々はされてきていて、そのミッションに沿っているかとか、メタ
評価とか、いろいろな提案がありました。また次回、もう少し御意見いただきたい
と思います。こちらもどんな材料で議論しただけしていただけるか考えたい
と思います。

それからもう1点、藤川先生から、計画がちゃんとつくられていけばという
コメントがありました。ちょっと趣旨が違うかもしれないけれども、どういう

形であれ、恐らくつくり上げる中期計画についてもメンバーの中でそんな違うような形を考えているわけではないのかなと今感じていまして、そうだとすると、それに基づいて監事あるいは評価が行われるときに、どういった問題が生じるのか、あるいはより問題が生じにくくするためにはどうしたらいいか。任命形態はともかくとして、そういうことを考えていくのかと思いました。

多分、任命形態は最後まで残るのかなと思いますけれども、今幾つか挙げたようなことは、それはそれとして議論していけるのかなと思いますし、それから、あと30分か40分残っていますので、ぜひほかの論点もサジェスションいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○五十嵐主査 日比谷副会長、どうぞ。

○日比谷副会長 いろいろな御意見をいただきましてありがとうございます。幾つか私からもコメントをしたいと思います。

おっしゃった順番に、今日は確かに3人も第一部で、夏前も第一部から出てきているということは事実ですが、本日は都合がつかないので対面はかいませんでしたが、第二部の神田部長もオンラインで参加していまして、後で第二部の意見もぜひお願いしたいと思います。

おっしゃるとおり、総会で第二部、第三部からいろいろな意見が出ましたし、第一部自体もちろん一枚岩ではありませんで、いろいろな人がいます。それを今度、来週予定されている総会でも議論することになっています。

今期は、前期もそうでしたけれども、会長は第三部の会員がなっていますので、第一部だけということはもちろんありませんし、第三部の意見も、会長は第三部の会員としてもくみ上げながら議論をしているところですから、必ずしも一部の声の大きい人と言うと、一部というのが掛詞になってしまって、第一・二・三部の一部という意味と、全体の中の部分というどっちかということもいつも確認しながらお話ししているのですが、声の大きい人は、第一部、第二部、第三部という意味での第一部にいただけではなくて、第二部、第三部にも声の大きい人はいて、大きさの方向はそれぞれです。そこをうまく議論しながら方向性を見出したいと思っているということです。それが1点目。

それから、原田先生からお話がありました計画のことは、今、笹川さんからも先に御紹介があったのですが、資料9に挙げてくださっている米英の中期計画、特にアメリカのものを私は非常に参考にしていまして、これは何年ぐらいの期間でつくっているかということ5年です。5年の戦略企画ということで作られているのですが、これは前にワーキング・グループでも申し上げたと思いますが、こういうものをつくるというのであれば、ほとんど問題がない。ぜひつくりましょう。それから、アクションプランのようなものもこれにくっつけていくことになるかと思えますけれども、悪くないなと思います。

ウェブサイトで公表されていますけれども、外向けといいますか、今日ステークホルダーという言葉が何回も出ましたが、様々なステークホルダーを意識してつくられていると私は思っています、非常に分かりやすく書かれていますので、こういうものをつくり、ステークホルダーとの対話の1つのツールとして積極的に発表していくということは、学術会議もしたほうがいいと思いますし、これまで少し、大分かもしれません、そういうところが足りなかったということは率直に認めたいと思います。

それから、小幡先生からお話があった独法がベースではないというところは、資料10の一番上のところに独立行政法人の制度がベースかと、この「か」をつけているところが、100%ベースだと思っているわけではないので「か」をつけてありますので、そこはちょっと補足として申し上げます。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ほかに。笹川室長、どうぞ。

○笹川室長 まさにこの独法がベースかという資料は、私も昨日の夜見たときに何だよと思いました。ワーキングの最初からそういうつもりではないということは申し上げてきたし、今日の冒頭の説明でも申し上げたとおりです。ただ、そういうふうには受け止められていないのであれば、それはちょっと残念でしたけれども、この場でそこは共通認識として、より良い法人を目指していきたいというふうに思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

何度もそういう話がありますけれども、極端な対立構造があるままでその先の未来を夢見ようというのは、これはやはり無理に夢を見たとしてもその先が続かないと思います。それから、もしかしたらある意味、ちょっとした誤解が広がっているところもあるかと思えます。確かに私もこれを見て、独法制度がベースかというのは、全くそういう政府案をつくっていないはずなのに、そう取られているところに、こちらの委員側、例えば笹川室長は、えっと感じてしまう。それは全くの誤解だと思います。そういったお互いの誤解を取り除ければ、その先には必ず良いことが待っていると思うのですけれども。まず資料10で、法人化検討案というのが現時点での学術会議側の対案になるわけですね。我々のほうからすれば、資料3-1ですが、Iの特別な法人というところが我々の案ですね。我々といいますか政府案ですね。両者の違いがありますけれども、目指すところは一緒であって、今日のお話の学術会議のミッション、哲学や倫理も含めて人類社会のために尽くそうというミッション、日学憲章にもありますけれども。目指すところはお互いに変わらないわけですから、ちょっとした誤解を取り除いて、法定のところも、原田先生もおっしゃっていましたが、おっし

やったような話でうまく法定化できるように進めていくとか。それがあれば、その先の、今日もこれから議論したいと思っているのですが、会員選考も含めた明るい未来、あとお金ですね。予算も含めた明るい未来が待っていると思います。

御意見ある方、よろしくお願ひします。せつかくですので、会員や連携会員、あるいは会長の役割であるとか、それから人数も含めて。選考方法も含めて、ぜひいろいろ御意見いただければと思います。いかがでしょうか。

宝野委員、どうぞ。

○宝野委員 資料10の学術会議の法人化検討案では、日本学術会議に関する経費は国の負担とするとありますが、ここで必要とされる経費の額に、学術会議と政府の間に大きな開きが出てくるということは明らかだと思います。その場合、このまま経費を削られていったらじり貧になっていくと思います。それで、お話を聞いたところでは、既に会員が手弁当で委員会活動をしている、ボランティア団体のようになってしまうように思えるところもあります。ですから、このままでいいのかと？法人化というのを言い換えれば、先ほど出た中期計画に基づいて概算要求を行える組織をつくるということではないかと思うのですね。ですから、財政、予算を増やそうと思ったら、法人化というのは大きなチャンスだと思います。

そのような前提のもと、国の予算で全額持てというのでは、法人化のメリットが逆に生かせないと思います。財源を、例えば、諮問や受託を可能とすることによって収入の拡大を目指させるようにするというのいいのではないかと思います。ですから、国が必要な財政的支援を行うという有識者懇談会案というのは妥当ではないかと思います。

ついでに、監事に関して一言だけ申し上げると、理想的な法人において監事というのは理事長のよき理解者であり、パートナーであるべきで、敵対するものではないかというふうに見受けられます。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

最後の監事の話も、誤解であるかどうかという話ですね。学術会議の懸念点のひとつです。我々が誤解しているのではないかと考えていることは、実は相当学術会議の中ではミッションを遂行する上で引っかかっているところかもしれません。そういった話も、もしあれば学術会議のほうからお話いただければと思います。他に皆さん、御意見、御質問ございますでしょうか。会員選考や、予算のイメージも含めて。

永里委員、どうぞ。

○永里委員 まず予算のほうを述べますと、学術会議が自立してやっていくためには、やはり自立して資金を集めるというようなことを最後にはしなければいけないと思います。ですが、最初からそれはできないだろうから、そのつなぎとして国がお金を出していくということをやります。ただ、その場合に、国がお金を出している間においては、やはり国の関与があるだろうと思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

いかがでしょうか。学術会議のほうから。島村先生、どうぞ。

○島村第一部会員 冒頭で永里委員がおっしゃっていただいたガバナンスの構造を私どもが十分示せていないのではないかという御指摘を真摯に受け止め、国民の名の下で時の政権がナショナル・アカデミーの活動に介入してくるというタイプのガバナンスではない、適切なガバナンスの姿をお見せできるように努力したいと存じます。ありがとうございます。

なお、永里委員がおっしゃった、日学が組織防衛をしているということについてですが、日学には守るべき利権のようなものもございませんで、組織防衛というつもりはありません。何の利権もなくボランティアワークばかりという組織でございます。

それで、日学が法人化に反対をしているというニュアンスの御発言、ほかの委員の先生方からも御指摘いただいたのですが、日学は法人化自体に反対をしているわけではございません。光石会長の7月29日の文書にあるように、5項目を配慮した形で法人化の制度設計を御提案いただきたい、ナショナル・アカデミーの在り方を踏まえた御議論いただきたいというふうに申し上げてるわけでございます。反対のための反対をしているわけではないということをお理解いただきたいと存じます。

永里委員がおっしゃっていただいた国の資金がある以上は国の関与が必要だという御指摘なのですけれども、国の関与の仕方が問題だと考えております。国家権力、そのときどきの政治から距離を保つこと、国から独立していることが科学アカデミーとしては重要でございます。その組織の基本の在り方を国が法律で設計し、自律的なガバナンスを行うということを国が法律で定める、賢明な立法者によるそのような形での関与が適切であり、文明国のナショナル・アカデミーでは、国が「べたっと」関与するというふうにとなたかの委員がおっしゃいましたけれども、活動の最初から最後まで大臣任命の監事が「べたっと」関与をし、最後は大臣任命の評価委員が待っているという姿はナショナル・アカデミーのミッションと、そのあるべき姿にはそぐわない。そういう形ではない国の関与が適切だと考えております。

○五十嵐主査 先ほどのべたっという話は藤川委員ですね。今の話を聞くと、ちょっと誤解しておられるかもしれません。原田委員、どうぞ。

○原田委員 ありがとうございます。私は毎年度、独法に実際にお邪魔して、理事長や幹事の方々とお話を伺う機会がございます。宝野先生を含めて、ほとんど全ての独法にお邪魔してお話ができているのではないかなと思います。その感想に基づいて申し上げると、例えば監事の機能についても、学術会議のほうで想像なさっている実際のビヘイビアと、独法は同じではないので比較してはいけないと言われたらそうなのかもしれませんけれども、ビヘイビアが大分違うのかなとも思いますが、多分これは違うんですよとか、いや、同じですということと言っても、感覚としてなかなか理解できないということであれば、それはもう仕方がないことだと思います。

ですから、学術会議のほうで、これはやはり学術会議として、例えば評価であれ、監事であれ、そういう一定の機能を果たして国の関与が強まるのではないかという御懸念を持つというのは、私は仕方がないと思うので、簡単に申し上げると、いずれ制度化して法制化するに当たっては、きちんと3年後に見直し条項をつけて点検をしていくと。実際に学術会議のほうで例えば監事についてもやってみた後で、こんなふうになるのねということが分かっていたかということもすごく大事なことかなと。逆に、そうでなければ、学術会議がおっしゃるように、関与が強まったということであれば、また見直しをすればいいと思います。

どうしてそういうことを申し上げるのかということをも1例だけ取り上げて申し上げると、年金を運用している独法がございます。GPIFという組織ですけれども、これはほかの独法とは異なるガバナンス形態を法律で書き込みました。ところが、やはり書き込んだことだけではなかなか動かなくて、ある程度慣行というのを積み重ねていったりする形で、恐らくガバナンスが実質的に形成されていくというものかなと。ですから、法律でばちんと決まるというようなものではなくて、独法でいうと理事長と監事との関係であるとか、理事会と監事との関係であるとか、GPIFであると経営委員会との関係であるとか、ある程度時間をかけて形成されていくものなのかなとも思います。そういう意味では、今回の判断が最終的にどうなるのかはともかく、ある程度暫定的なものであるということからスタートして、点検を定期的にやっていくということをしていくしかないのかなという気がしています。

あまりどうしろこうしろという話ではないのですけれども、そういうことを前提に議論して、より良い法人化というのを議論する、暫定的に今のところの結論を出していくというような方向が、今はできることなのかなという気がいたしました。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

瀧澤委員、どうぞ。

○瀧澤委員 私も今の原田委員の意見にすごく賛成で、やはり理想的な姿はできるだけ自由度を高く活動していただいて、国とも対等、国民の役に立つアカデミーに発展していくということなのです。ですから、あえて言えば公益法人型でありながら、お互いに信頼関係が積み重なって、財務的にも国からかなりの部分を支援されて、それでいて内部構造的には公益法人に近い形を最終的に目指すというのがいいと思います。けれども、今の状況で一気にそこに一足飛びというのはやはり難しいと思いますので、今の原田委員の御発言に全く賛同いたします。時限的に政府案のような形で一旦やってみて、いろいろな不都合が出てきたところでまた見直していくというのが現実的な解決法になるのではないかと思います。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

藤川委員、どうぞ。

○藤川委員 べたっという言葉がお気に障ったのかもしれませんが、でも、監事の業務というのは、そのべたっが実は重要でして、計画を最初に立てて、また評価が最後にあるかもしれない。その間通して監事が様子をじっと見ている。見ていて、大概はそんなにおかしいものではないので、ちゃんとやっているな、大丈夫じゃないかと、そういうことを確認するというのが監事の役割としてとても大事です。おかしなときは緊急に何か発動しなければいけないかもしれないけれども、大概おかしいはずはないので、その確認をしてくれるというのが監事の役割なのだと思います。ある意味、先ほど宝野委員がおっしゃったような見方でもあると思いますし、外に対してちゃんとやっていますというときに、監事がべたっくっついてくれていることで、やっていることに対する保証が生じるということだと思いますので、そこは勘違いをしないでほしいなと私は思います。が、先ほどもあったように平行線ですし、一度お試し期間の3年ではないですが、そういうのも確かにありかなと思いました。そこでしっかりやってもらって、問題があったら、見直しをしていただく。評価についても同様で、やはり一度やってみないと様子が分からないのではないかなというふうには思います。本当にこのまま平行線で終わってほしくないなとすごく思います。検討していただきたいと思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。そのとおりですね。

学術会議のほうから、どうぞ、只野先生。

○只野第一部会員 先ほど私から説明をさせていただいて、ちょっと舌足らずなところがあったかなと思うので少しだけ補足をさせてください。

相互の不信感があるとか、信頼関係が大事だというのはそのとおりだと思うのです。私たちが不信感を抱く理由は御存じかと思いますが、一方で皆さん

が学術会議の活動をどんなふうに御覧になっているのかなというのもお話を伺ってすごく気になるところです。ミッションについても、不十分かもしれませんが、この間ずっと見直しを重ねてきたということはお話をしたところで、それから、この間、日比谷副会長のほうからもアクションプランをお示したと思います。今回、資料9でアメリカの話を御紹介いただきましたけれども、おおむねここに当たるようなことに私たちも取り組んでいる。そういう前提の上で、組織として方針や運営の流れを決めるのは当然だけれども、その具体的な在り方は内規にお任せいただけないかと、そういう前提で申し上げているということはぜひ御理解いただきたいと思います。

金は出してもらおうが口は出すなど、こういう単純なことを申し上げているわけではなくて、私たちも努力をしているので、そこは見ていただきたい。その上でこういう提案をしているということはぜひ御理解をいただきたいなと思っています。

ほかの点も同様でございまして、外部評価につきましても、内部ではあるけれども、かなりしっかりしたものが出せているのではないかと感じているところでもございます。なかなか評価の中身まで読んでいただくお時間はないかもしれませんが、私たちは取組をしていますし、この間の御指摘を受けて、正すべき点は正そうとしている。そういう中で今回のような提案をしているということなので、ぜひそこは少しでも御理解いただけたらということでもございます。

○五十嵐主査 島村先生、どうぞ。

○島村第一部会員 申し訳ありません。気に障ったとおっしゃっていただきましたが、それは「べたっと」という表現ではなくて「大臣任命の」監事というところでもございます。光石会長が7月29日の有識者会議の場で表明された日本学術会議からの懸念の1つとして、大臣任命の監事の法定は受け入れられないというふうに書かれていることを指摘させていただきたいという趣旨です。岸田元総理からも学術会議の意見を十分聞いて議論を進めるべしという御指示をいただいている中で、そして、光石会長の声明、それから幹事会の声明において、監事と評価委員の大臣任命は学術の独立性の観点から受け入れられないというふうに申し上げている中で、このまま議論が進んでいくことが問題であると申し上げたいと思います。監事を置くこと自体に反対をしているわけではございませんで、監事が「べたっ」と監事の仕事をさせていただくこと自体に反対をしているわけではございません。大臣任命は不適切だと申し上げる趣旨でした。申し訳ありません、舌足らずでございました。

目下、この政府案と言われているものと、今回、只野会員が説明された検討中の日学案、今2つが俎上にございます。それで、この政府案と称されているもの

と日学の検討中の案について、このワーキングの場や有識者会議の場だけではなくて、私どもは様々な組織にアカウンタビリティ、説明責任を果たしております、国民との関係でも責任を負っており、また、海外のアカデミーと協働、連携して仕事もしております、そこで、政府によって選ばれた少数の委員の皆様のみでどちらの案が適切かということ判断するのではなく、学術生態系を構成する科学者や様々な主体、市民・国民の皆様、主要国のナショナル・アカデミーに対しても、どちらの案が文明国日本の、先進国のナショナル・アカデミーのミッションに適合する制度・組織なのかということについて、パブリックコメントや意見照会をして、いずれの案が優れているかを比較検討したうえで法案にされるなら法案にさせていただくという筋道が妥当なのではないかと考えております。日学の幹事会決定や会長声明等を全く考慮しないような形で法案がまとめられるということについて私どもは大変懸念をしております。これは主査に対するお願いでございます。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

先ほどお2人からアカウンタビリティの話がありました。それに関連して、去年の有識者懇談会の中で光石会長からビジビリティが足りないとの話がありました。学術会議の先生方が立派な活動をしていること、これは学術会議のホームページ等、中を見れば良く分かるのですが、なかなかそこまで行き着かない、つまりビジビリティがよくないと。そのところ、ビジビリティやアカウンタビリティの話も、法人化して、いろいろと活動の幅を広げていけば、より良い方向に行くのではないかとすることは、去年の有識者懇談会でも議論をしていました。

どうしても学術会議への誤解といいますか、例えば誤解の最たるものが組織防衛しているのではないかと。これは先ほど島村先生がおっしゃったように、完全な誤解であると私も思っています。しかし、そう取られてしまう現実があるということは、やはりビジビリティやアカウンタビリティの話、大変厳しい今の状況の中でボランティアワークをやっていて、なかなかそこまで手が回っていないのかもしれませんが。そのところはぜひとも法人化をしていって、予算もなるべく取るようにして、より良い方向に変えていければと思います。

根っこに誤解があるままでは、多分良い方向に行かないだろうと思います。先ほど最後に島村先生がおっしゃっていたことは、私にもよく分かります。しかし誤解を解こうと思っても、両者がお互いをさらけ出さない限りは、それが誤解であるのか、あるいは本当にそこに重要な何かあるのか、分からないわけです。今日はそういう議論が少しはできたのではないかと思います。

今日はもう時間もなくなってきましたけれども、この後も、法人の予算のイメージであるとか、あるいは会長の役割や会員選考であるとか、そこも含めて、

御意見を伺いたいと思います。そろそろこの組織・制度ワーキングも、会員選考等ワーキングと一体化していったら、より良い学術会議に向けた方向性を出したいと思っています。ぜひ学術会議もこれを持ち帰って議論していただき、また我々は我々委員の中で、議論をしていこうと思っています。

いかがでしょうか。笹川室長。

○笹川室長 今まで先生方のお話を伺って思ったのは、特に原田先生、瀧澤先生の3年、6年の話を聞いて思ったのは、実は私は個人的にはなるべく見直し規定は置きたくないと思っていました。逆に言うと、普通、放っておいても何年かたったら見直しという話はでてくるものですが、やはり、アカデミーは安定的な運用のほうがいいのかなと考えていたので、そういう規定を置くとしても、やはり10年とかいうような長い感じかなと何となく思っていたのです。ただ、やってみないと不安というか、分からないという総意であれば、そういった方向も1つのオプション。方向性として残しつつ、さすがにここで決めるということではないと思いますけれども、議論していくのかなというふうに感じました。

加えて、もともと資料10自体が検討中ということなので、個別に意見を申し上げるつもりはありません。次回なり、どんな検討状況になっているのか伺いたいし、こちらもいろいろ考えてということですが、仮に3年、6年で見直すみたいな話になったとします。瀧澤先生はもともと我々の政府のほうの紙で言うと、理想的には公益法人+ β のほうかもしれないけれども、まずはIの特別な法人でみたいなお話をされています。学術会議は、実際のところ、公益法人+ β 型、この辺が理想なり、長期的には目指す形だと思われるのか、それともやはり国に支えてもらって、このIに近い形でいたいと思っているのか、その辺りはぜひ御議論いただきたいと思います。ピッタリこのとおりでなくてもいいし、すぐに結論が出る話でもないと思いますが、かなりの部分がそこにかかってくるのではないかと思います。今回見せていただいた資料10も、考え方とかアプローチの方向はもしかしたら違うのかもしれませんが、出来上がり形だけ見ていると β にかなり近い形なのですね。我々のほうの公益法人+ β にお金を出すと書いたらほぼ同じになるように思います。もちろん細かいところはいろいろあると思いますけれども。

少なくとも制度的にはなかなかその両立が難しいということをお願いしているわけですが、いずれにしても、この β に近いところを目指すのであれば、そのためにとりあえずIを何年かやっただけからいくのか、いきなり頑張るかという議論だろうと思いますし、永遠にIがいいというのだったら、それはそれで御相談ということかもしれません。この辺り、今日資料10を見せていただいて、あと先生方の御議論をいただいて、何となく方向性が見えたとは言い

ませんが、検討の方向性が1つ出てきたかなという気はいたしました。

あとは、時間もないので、数分だけでもし御議論いただけたらと思っていて、それは資料2、5、6です。ここで決めるということではなく、御意見いただければなのですけれども、特に違和感を先生方が感じないのであれば、とりあえずの事務局の作業の進め方としては、資料2は、連携会員ですけれども、会員選考等ワーキングではオレンジの形が大体皆さん推しだったので、一応そんなつもりでいようと思いますが、どうですかねということ。

それから、資料5、会長の任期のところは、先ほど藤川先生からご意見もありまして、いろいろ難しいと思うので、よく議論していただきたいと思えますけれども、手続はAよりはBというような雰囲気でもいいのかなと。

それから、役員会の任期も、決め打ちではないですけれども、とりあえず何か工夫するというのをどう思うか。

あと最後、資料6の会員の任期のところも、会員選考等ワーキングでは6年にしておいて、再任の回数をどうするかという辺りでしたので、9年とか任期なしはとりあえずあまり考えなくていいですかねというような感触を、あまり時間ないですけれども、先生方にコメントいただけたらうれしいです。お願いします。

○五十嵐主査 日比谷副会長、どうぞ。

○日比谷副会長 笹川さんに質問があるのですが、資料2で青いところは今日御説明もなかったのですが、これはどのような扱いになるのでしょうか。

○笹川室長 すみません。青は、もともと頭の体操で入れているのですけれども、今までの議論の中で、会員を例えば500人とか600人入れたときに、600人で総会で意思決定できるのかという御議論がありました。それは会議室のキャパという話を超えて、意思決定が600人でそんなにうまくいくのかということだと思います。それで、会員選考等ワーキングの先生から、例えば代議員なり総会に行く人と行かない人を分けるというのもあり得るよねというようなお話があったので、それだったらということをつくってみました。

ただ、これは結局、よく考えると、協力会員とBが一緒になるとⅢのほうにいくし、会員の数をあまり増やさない方向でいったらⅠのほうにいて、あまりこのⅡを独立して議論する理由はないような気がしました。

かつ、同じ会員なのにA会員、B会員は何が違うのというのも、それはそれで面倒くさいかなと思って、あまり推さなかったのです。これがいいじゃないかということであれば別ですが、オレンジメインでどうですかねという提案。議論の進行上、それでどうですかということです。

○五十嵐主査 御意見ございますか。

永里委員、どうぞ。

○永里委員 資料2のオレンジの部分に私は賛成したいと思います。

○五十嵐主査 ほかはいかがですか。資料5、会長の選考方法、あとは資料6、任期・再任・定年とありますけれども。

宝野委員、どうぞ。

○宝野委員 会長なのですが、6年任期というよりも、3年で再任可としておくほうが、たまたま人選を外したというとき早く替えられますし、適任の方には何度もやっていただくことができるということで、パターンAのほうが制度的には優れているのではないかという気がします。

それから、会員ですけれども、定年を何歳にされるのかは知りませんが、75歳になった場合、今一般に大学の定年が国立大学ですと65歳。very bestの方々はその後何かの職に就かれるので問題ないとおもいますが、定年後ポストがなく、社会とのつながりがなくなった場合に学会活動の活動を行い続けられるかも考慮する必要があるとおもいます。活動をおこなわずに任期だけ持っているという方を避けるために、任期は短めにして、再任可とする。それで、再任のときは、例えば学会活動にどれだけエンゲージしたかということ審査して再任するような制度のほうがいいのかなという気がいたします。

資料6に書いてありますが、栄誉という観点からは日本学士院というのがございませうから、そちらのほうは終身でも構わないのでしょうけれども、学会活動というのはいっしょとしたミッションを持って活動するところですから、やはり活動状況に応じて任期が終了するような制度のほうが優れているように思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

瀧澤委員、どうぞ。

○瀧澤委員 先生方の御意見に大体賛成なのですが、資料5の任期のところだけ、今は連携会員が最初に活動されて、会員の予備軍になっていてという御説明もあったかと、そういうふうに大体私は理解しているのですけれども、そういう制度の中であっても、現状、会員になられて、何をしたいのか分からない、自分がどういうミッションでここに選ばれてきているのかが判然としないという声も聞いています。そういうことを考えると、3年というのはちょっと短いかなという気がしています。6年ぐらいやると、本当にベテランの域まで達して、もう一回再任も可としておけば、その場合は複数回がいいのかなと資料6のほうで思いますけれども、いい人は繰り返し何回かやっていただくようにしてくとして、最初はやはり6年ぐらいあってもいいのではないかという気がします。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

藤川委員、どうぞ。

○藤川委員 資料2についてなのですが、私もオレンジ色のI案でいいと思います。最初に会員と連携会員の違いについてお話を伺いましたが、図の中でさらにその下に3色でありましたけれども、何となくそのグラデーションがよく分からない部分もありましたし、会員を増やすということであれば、Iの案が良いのかなと思いました。また、内規ということにすることによって、柔軟度、機動性みたいなものも高まるのかなと思いました。

他方、先ほどもあったような500~600人ベースになった時の意思決定というのは、確かに非常に難しいところがあるのかなとは思いますが、その点については、通常、例えば会社などでも同様ですが、総会で決めることと決めないことを少し線引きしないと運営は難しくなるのかなと思うので、その整理も制度上は必要なのかなと思いました。いずれにしても、良い活動をするに当たっては、このオレンジを少し発展的な形にしてやっていくのが良いのかなと思いました。

それから、任期についてですけれども、これは本当に3年、6年、なかなか難しいところで、独法を例にとるとまた悪影響が及ぶかもしれないのですが、独法なり政府みたいなところの組織を見ていると、2年、3年でいろいろ人が動くのですが、ちょうどこれから活躍できるという時に辞めるので、効果も出難しいのですが、他方、3年でおさらばしてほしい人を辞めさせる機会というのは確かに良い部分もあると思います。ただ、もう一度そこでふるいにかけてという手続は本当に大変というか、3年やって、そこでまた一定の審査、パフォーマンスを見てということになると、会長のような職位であればもちろんパフォーマンスをしっかりと自分でも宣言していただき、みんなもそれに同意するというようなことが必要だとしても、全会員に対してそれをやるというのは、ちょっと500~600人になったときにはしんどい話かなと思います。そこは中に現状いらっしゃるよく分かっている方々の実態を踏まえて、十分にワークする方向で検討していただくのが一番良いのかなと思いました。

以上です。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

小幡委員と永里委員は会員選考等ワーキングのほうでもう意見をおっしゃられていますので、原田委員、よろしいでしょうか。

○原田委員 私自身が現在連携会員なので、こんな任期にしろとかいうのはなかなか言いにくいのですね。個人的にはありますが、今回は控えたいと存じます。

○五十嵐主査 分かりました。ありがとうございます。

ほかにはもうよろしいでしょうか。今、意見は全ての委員の方々からお聞きしました。ありがとうございます。そろそろ予定の時間が来ました。

瀧澤委員、どうぞ。

○瀧澤委員 ちょっと踏み込み過ぎる発言かもしれないのですが、来週総会が開かれるということですが、委員はオンラインで傍聴させていただけるのですか。

○日比谷副会長 総会はオープンですから。

○瀧澤委員 なるほど。では、傍聴させていただきたいと思います。

○日比谷副会長 オープンですから、どなたでも。

○瀧澤委員 分かりました。ぜひ皆さんの真意、マジョリティーがどの辺にあるのかというのを探っていただく機会にして、できればいろいろな案を出して多数決みたいなことを取っていただいて、どちらの方向に行くんだというのをそろそろ決めていただけないかなと思います。

○五十嵐主査 日比谷副会長、どうぞ。

○日比谷副会長 多数決を取るということについては、私は今2期目の会員ですから、ちょうど4年が終わったところですが、この4年間に賛否が分かれるようなものを多数決で決したことはなかったと記憶しています。正確ではないかもしれませんが、賛成ですか、反対ですかと、傍聴なさっているからよく御存じだと思いますが、そのようなやり方を取ってはいないのだと聞いています。今日そういう御意見が出たということは、もちろんワーキング・グループの御意見として会長には伝えますけれども、例えば大学の教授会などは挙手やあるいは投票用紙での投票で多数決により決めることは結構頻繁にあります。そういう組織ではないのだというのが、私がこれまでの経験から理解しているところです。

○瀧澤委員 その合理的な理由がよく分からないのですけれども、今、議論百出で、政府からも案が出ていて、会議側からも出してとか、いろいろな案が出てきているわけですね。それについて皆さんが、個々人の方がどういうふうに思われているのかというのを数値として、データとして取る必要はないのでしょうか。

○日比谷副会長 それは今日ここでお答えすることは控えたいと思います。

○瀧澤委員 ぜひ御検討いただきたいと思います。

○五十嵐主査 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は大変活発な議論をありがとうございました。

簡単に本日の議論を整理いたします。まず冒頭の会員と連携会員につきましては、事務局から会員選考等ワーキング・グループでの議論の紹介がありました。会員と連携会議の違いについて、本ワーキング・グループにおいても、役割の違いが必ずしも明確ではないのではないかという意見がありました。また、

法律の縛りをなくして、内規で自由に定めるほうが連携会員を柔軟に運用できて、学術会議のニーズに沿うのではないかという御意見もありました。会員以外の連携会員というカテゴリーを法定するほうがよいのかということも含めて、会員と連携会員の役割については引き続きの議論が必要であると思います。それはこの組織・制度ワーキングの中でもですね。

法人形態についてであります。今日は学術会議からも、あるべき法人に関しての御意見、検討中の案をいただきました。事務局からは、国からどの程度の財政支援を必要とするかによって、必要となるガバナンスの程度が異なるとありました。これは先ほどの資料3-1、法人形態についてでございますけれども、この点については、必要となる財源支援をどの程度と考えるかによって、ガバナンスの程度がある程度自動的に決まってくるというのは仕方がない、これは最後に笹川室長からお話がありましたが、最後はどの組合せがよいか選んでいくということになるのかと思っています。いずれにしても、引き続き議論が必要な点と考えています。また、監事も評価委員も法定することに学術会議は反対していますが、中期的な活動計画については、今日大分意見がありましたけれども、アメリカ、イギリスのようなイメージで議論していくことがよいのではないかと考えています。

これらの論点は、我が国の法人制度との関係があるようですが、学術会議内部においても検討中であるという報告でしたので、引き続き議論をしていきたいと考えています。

次に、法人の予算についてです。事務局から資料4ですね。あまり議論できなかったのですが、基盤的な活動・運営を支える予算、ミッション・オリエンテッドの予算、そして外部資金の3種類に分ける考え方を示してもらいました。本日のワーキング・グループであまり議論できなかったですし、決めるものでもありませんけれども、この考え方に関しては、そうだろうという御意見であったと思います。この考え方をベースにして進めていきたいと考えています。

また、本ワーキング・グループとしては、何度も言っていますけれども、予算の増額を応援していきたいと考えております。

最後に、会長の選考方法についてですけれども、特別な選考委員会を設けるなどして会長の資質を吟味して候補者を提示し、選考していくという考え方にはおおむね異論はなかったのではないかと思います。また、執行部の構成、これはあまり議論しなかったですね。会長の任期に関しましては、自動的に会員の任期を延長するかなども含めて、あまり議論できませんでしたが、会長の任期についても引き続き議論が必要かと思っています。

いずれにせよ、本日は何かを決めたということではありません。深い議論をしました。次回も引き続き学術会議の意見も聞きながら議論をしていきたいと

考えています。ありがとうございました。
以上で終了します。